

令和元年第4回喬木村議会定例会会議録 (第 1 号)

令和元年12月2日(月曜日)

午前9時00分 開議

日 程

1. 開 会

2. 日 程

第1 会議成立宣言

第2 会議録署名議員の指名 (4番 櫻井登議員 ・ 5番 後藤澄壽議員)

第3 会期の決定

第4 村長あいさつ

第5 諸般の報告

1 議長の報告

2 議案説明員の出席要請の報告

第6 報告

報告第14号 (令和元年専決第4号) 斑状歯の治療に対する給付額を定めることについて

第7 議案審議

議案第45号 職員の分限に関する条例及び一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第46号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第47号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第48号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第49号 喬木村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第50号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第51号 喬木村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第52号 令和元年度喬木村一般会計補正予算（第4号）

議案第53号 令和元年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第54号 令和元年度喬木村介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第55号 令和元年度喬木村水道事業会計補正予算（第2号）

議案第56号 令和元年度喬木村下水道事業会計補正予算（第2号）

3. 散 会

応集議員 12名

出席議員 12名
(別表のとおり)

欠席議員 0名
(別表のとおり)

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名
(別表のとおり)

本会議に職務のため出席した者の職・氏名
(別表のとおり)

1. 開会

○議長（下岡幸文） おはようございます。本日はご苦労さまです。

定刻となりましたので、ただいまから令和元年第4回喬木村議会定例会を開会いたします。

2. 日程

=== 日程第1 会議成立宣言 ===

○議長（下岡幸文） 日程に沿って会議を進めます。

日程第1、会議成立宣言。

本日の出席議員は12名であります。

定足数に達していますので、議会が成立していることを宣言いたします。

=== 日程第2 会議録署名議員の指名 ===

○議長（下岡幸文） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第122条の規定により、4番、櫻井登君、5番、後藤澄壽君を指名いたします。

=== 日程第3 会期の決定 ===

○議長（下岡幸文） 日程第3、会期の決定。

会期につきましては、議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告を願うことといたします。

後藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（後藤章人） おはようございます。

11月28日開催いたしました議会運営委員会の協議の結果をご報告申し上げます。

今定例会の会期は、本日12月2日より12月18日までの17日間とし、その日程につきましては、お手元に配布してあります日程表によることといたしました。

本日、上程されます議案は、議案一覧表のとおり報告1件、議案12件です。

その審査につきましては、報告1件については、初日、本会議で報告を受け、議案第45号、46号、47号、48号の一般職及び特別職の給与法改正に関する4議案につい

ては、初日、本会議において採決することに決定しました。

除く 8 議案については、委員会付託することといたしました。

次に、12 月 7 日に行われます一般質問の通告は 8 件です。

質問の際には申し合わせ事項を遵守し、質問事項及び要旨をできるだけ明確に質問してください。

全員協議会は、本日 1 日限り、議員の全員協議会は、本日と最終日に予定しております。

なお、常任委員会は夜間開催となります。審議が終了しない場合は、12 月 13 日を予備日として設定していますのでご了承ください。

報告は以上でございます。

○議長（下岡幸文） 報告が終わりました。

お諮りいたします。

会期、日程の追加につきましては、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から 12 月 18 日までの 17 日間とし、委員長報告のとおり決します。

=== 日程第 4 村長あいさつ ===

○議長（下岡幸文） 日程第 4、村長あいさつ。

市瀬村長。

○村長（市瀬直史） おはようございます。

定例会招集にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに、令和元年第 4 回喬木村議会定例会を招集いたしましたところ、全議員の皆様にご出席をいただき、令和元年度一般会計補正予算（第 4 号）ほか諸案件についてご審議をいただきますことに深く感謝を申し上げます。

明治以降の憲政史上初めて、かつ 202 年ぶりとなる天皇の譲位による改元が行われまして、この一年間、皇室の華やかな行事に、多くの国民の皆様は新しい時代の幕開けを感じたことと思います。

しかしながら、振り返りますと、この一年は、喬木村におきましては、春先の雹害、

凍霜害等でりんごを中心とする果樹は大きな被害を受け、また、秋の味覚の代表であるマツタケは全く収穫できない事態となり、農家の皆様にはあまりいい年ではなかったのかなあというふうに思っております。

加えて、春先の山林火災、住宅火災等が重なり、試練の多い一年でありました。

さらに今年も、昨年を引き続きまして自然災害が多く発生をしました。先の台風19号では、県の北部を中心に甚大な被害が発生してしまいました。多くの尊い命が奪われ、今もなお県内では多くの方が避難所生活を送っていらっしゃいます。村内におきましても農作物の被害が発生しており、改めて被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げます。

県北部の被害は、連日ニュースで報道されておりますが、私も被災直後に現地を確認した際には、想像を絶するものがありました。

村でも、地域防災力の強化については、かねてより重点項目に掲げ、取り組みを進めているところですが、さらなる推進や新しい視点での取り組みも進めなければならないと強く感じているところです。

被災地の災害復旧には、今もなお多くの手間が必要とされており、村では職員を派遣し、住宅の被害調査にあたったほか、職員有志によりボランティア活動にも参加しております。

また、多くの村民の皆様がボランティア活動に出向いていただき、心強く、またありがたく感じております。

村社会福祉協議会でもボランティアの参加を呼びかけており、村では移動用のバスを提供させていただくことといたしました。多くの村民の皆様の善意を期待するところでもあります。

被災地では、復旧のための財源確保、人員不足が深刻であり、本村に対しましても人員支援の照会がきておりますが、派遣期間が長期にわたるため、なかなか要請にお応えできない事情もあり、周辺町村とも協議した結果、被災地に対し、少しでもお役に立てればということで義援金を送ることとし、今議会補正予算で計上しておりますので、よろしくご審議願いたいと思います。

被災地の少しでも早い復旧、復興を祈念したいと思っております。

そのような中で迎えました村の総合文化祭は、昨年に引き続き絶好の秋晴れに恵まれまして、村民の皆様をはじめ多くの皆様にご来場をいただきました。

準備から運営にあたっていただいた皆様、ご来場していただいた皆様に感謝を申し

上げます。

今年は、喬木村ふるさと大使であります田中節山先生に来村していただき、開会式に参加していただくとともに、開催期間中の「書」に関するさまざまなイベントを開催していただきました。

このうち 16 日午前中には、畳二畳ほどある大きな紙に、小中学生の代表者が好きな一文字を書くイベントが行われまして、子どもたちが躊躇することなく筆を運ぶ姿、力強く筆を走らせている姿がとても印象的でありました。

節山先生自らも筆をとりまして、「花」と「絆」の二文字を披露していただきました。

喬木村のみならず、日本が誇る書家の立ち振る舞いや筆裁きを間近に感じることができまして、参加した小中学生や来場された皆様の心に大きな感動を与えたひとときとなりました。

12 月 8 日日曜日まで、喬木村では 26 年ぶりとなる「田中節山書展」が椋鳩十記念館ギャラリーで開催されております。ぜひ多くの皆様に、喬木村出身の田中節山先生の書を堪能していただきたいと思っております。

それでは、9 月議会以降の村の情勢について、報告させていただきます。

最初に、豚コレラの状況について申し上げます。

9 月には当南信州地域におきましても、高森町で養豚場の豚コレラ感染が発生をいたしまして、100 頭以上が殺処分されました。

その後につきましては、ご案内のとおり、国が打ち出しましたワクチン接種方針を受け、村内の大原養豚場 2 農家においても、10 月末に約 1,800 頭にワクチン接種を行いました。

今年 7 月より、野生イノシシの豚コレラ感染が県内に侵入し、対策に苦慮してきたわけですが、ワクチン接種により養豚農家も一息つけたことと推察いたします。

なお、県内ではこれまで 505 頭の野生イノシシを検査し、131 頭で陽性が確認されておりまして、南信州管内でも感染野生イノシシの発見が相次いでおりますので、引き続き防護柵設置等により、飼養衛生管理に努めていく必要があります。

次に、先月 23 日には、第 9 回東海地区喬木村ふるさと会が、名古屋駅隣接のホテルを会場に開催をされました。これまで以上のふるさと会会員の皆様のご参加をいただきまして、村からの参加者を含め、会場は 100 名を超える皆様でいっぱいとなりました。

令和初開催ということもありまして、東海地区ふるさと会役員、幹事の皆様には大

いにご尽力いただいたほか、村からは、寺の前囃子保存会「天羅」の皆さんが郷土芸能を披露され、また、懐かしい郷土料理、土産品の販売・抽選で会場は最高潮の盛り上がりで幕を閉じることができました。

議員各位におかれましては、お忙しい中、遠路ご参加いただきまして、改めて御礼を申し上げます。

次に、北保育園と中央保育園の統合につきまして、9月議会以降の進捗状況について、ご報告をいたします。

現在は、統合保育園建設予定地の用地測量を終えまして、造成計画や排水計画等の設計を進めております。設計については、12月中に完了する予定となっております。

また、11月中旬には、東京都立川市の私立幼稚園・保育園の視察を実施いたしました。多くの議員の皆様にもご参加をいただきまして、ありがとうございました。

今後は、今までの視察先の園舎や保育理念等を踏まえ、喬木村として目指す保育像を確立した後に、設計のためのプロポーザルを実施し、設計を進めていくこととし、さらに土地収用法による事業認定申請を並行して進めていきたいというふうに考えております。

次に、平成27年度から取り組みを重ねてまいりましたICT教育につきましては、今年で5年目を迎えて、日常的なICT機器の活用、効果的な遠隔合同授業を実施してきております。

11月14日には、「新たな学び in Takagi」と題した公開授業を開催をいたしまして、県内外の教育関係者約100名に参加していただきました。

東京学芸大学の高橋純先生の講演では、「小中学校のどの教室でも授業の中でICT機器を効果的に活用されている喬木村の取り組みは全国的にも珍しいこと、Society5.0の時代を進む子どもたちには、喬木村のような教育が必要である」とおっしゃっていただきました。

来年度予算の文部科学省の概算要求では、GIGAスクールネットワーク構想やSINETなどを活用して、学校の高速ネットワーク環境の構築が盛り込まれております。

最近の報道によりますと、政府は、全国の小中学生を対象に、パソコンやタブレット型端末を学校で一人1台使える環境を整備するために、無償で配布する方針を固めたことをございますので、2024年までの実現というふうに謳われているところでございます。

本村で整備をいたしましたICT機器も、いずれ更新の時期を迎えますので、大変

ありがたく思っております。

村としましては、今後も適正なICT機器整備に取り組むとともに、子どもたちが主体的に学びに取り組み、対話的で深い学び実現のために効果的なICT機器の活用方法について追求していきたいと考えております。

次に、リニア中央新幹線について申し上げます。

阿島北地区の本線におきましては、用地補償交渉が継続して行われておりまして、現在、全体で約2割の地権者の方が契約を締結されたとお聞きしております。

すべての契約が締結されるには、まだまだ時間を要するものと推測されますので、交渉に当たりますJR東海や長野県には、引き続き、地権者の皆様をはじめとする関係者の皆様が充分納得できる真摯な対応をお願いしてまいりたいと思っております。

移転対象の企業2社の移転候補地である伊久間地区におきましては、農業振興地域除外の手続きにつきまして、この12月に開催される農業振興地域整備促進協議会でご協議いただけるよう、南信州地域振興局関係部署の助言をいただきながら準備を進めているところでございます。

8月8日に公募が開始されました天竜川架橋と本村内の高架橋、合わせて約960メートルの工事事業者につきましては、今までの例ですと、決定するまでに半年ほどかかるようです。令和2年度第1回議会定例会には、工事事業者のご報告ができるかと思っております。

堰下ガイドウェイ製作・保管ヤード付帯工事につきましては、心配されました竜東井からの湧水の影響が軽微だったことにより、工事が順調に進捗し、11月12日の臨時議会において、変更工事契約の締結について、可決をいただいたところであります。今後は、引き続き精算業務を進めてまいります。

ガイドウェイヤードに至る村道202号線、502号線、587号線の拡幅改良工事につきましては、詳細設計が完了しましたので、11月19日に地元の皆様に対し、事業説明会を実施いたしました。

今後、いただいたご意見について検討を進めるとともに、用地補償交渉を進めてまいることになります。

また、工事発注業務も並行して実施をいたしまして、工事請負業者が決まりましたら、工事説明会を開催するよう準備を進めていく予定となっております。

本工事は、請負金額が大変高額になることが予想されまして、請負契約について、また議会の方にお諮りすることになろうかと思っております。その際はご審議をよろしくお

願いたします。

続いて、三遠南信自動車道について、ご報告いたします。

天龍峡インターチェンジから龍江インターチェンジ間につきましては、11月17日に国会議員の先生方をはじめとする多くのご来賓の皆様のご臨席のもと、盛大に開通式が挙行されました。

これによりまして、飯喬道路2工区が全通し、富田からですと、天龍峡まで15分足らず、中央道まで20分足らずでつながることとなりました。時間距離が大幅に短縮されるとともに、無料で利用できますので、交通の流れの変化にも大きく寄与することが予想されます。

天龍峡大橋に添架されました歩道「そらさんぽ天龍峡」も、秋の観光シーズンも重なって連日多くの観光客が訪れ、散策を楽しんでおられるとお聞きをしております。

飯喬道路2工区的全通によりまして、いよいよ工事の主軸は飯喬道路3工区、喬木村内へと本格的に移ってまいります。

現在、村内では、本線工事1箇所、工事用道路工事8箇所、計9箇所の工事が施工されております。

今後も継続して工事が発注される予定でありますので、地元として円滑に工事が進められるよう、協力してまいりたいと思っております。

南部地域の皆様には、工事用車両の通行等ご迷惑をおかけするところですが、一日も早い開通を目指してご協力いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

次に、広域連合関係について申し上げます。

広域連合では、平成27年度に策定をいたしました基本構想、基本計画が前期折り返しの時を迎え、令和2年度からの向こう5年間の後期計画の策定作業を進めております。

素案につきましては、本日の全員協議会でお示しいたします。

2月の広域連合におきまして議決予定となっておりますので、ご検討いただければ幸いです。

懸案のリニア時代を見据えた新施設の整備に関する検討の状況ですが、具体的イメージを、「アリーナ機能を中心とした複合施設」としておりまして、パブリックコメント、住民説明会を開催し、さらに検討委員会を立ち上げ、4回の会議を持ってまいりました。

検討委員会では、12月までに一定の提案を広域連合に対してなされるとお聞きして

おりますので、こちらも本日の全員協議会で検討内容をお示ししたいと思っております。

この提案を受けまして、広域連合で考え方をまとめ、今年度中に広域連合議会にお諮りする予定となっております。

次に、先の台風 19 号災害に関して、被災地では災害ごみの処理が大きな課題となっており、広域連合では少しでも協力できないかということで、稲葉クリーンセンターで 12 月から 3 月までの間、最大 100 トンの受け入れを決定をいたしました。

この件に関しましては、下久堅地区をはじめ、隣接地の上久堅地区、龍江地区からも快くご理解をいただいたとのことであります。

残念ながら、稲葉クリーンセンターのゴミ処理量は当初想定を上回り、余力をあまり残さない状況での操業が続いておりますので、村民の皆様にもぜひごみの減量化、分別の徹底を、さらに強くご協力をお願いしたいというふうに思っております。

それでは、本議会に報告及び提案させていただきます議案につきまして、概略を説明させていただきます。

報告 1 件、条例案件 7 件、令和元年度補正予算 5 件の合わせて 13 案件でございます。

はじめに、報告案件の概要について申し上げます。

報告第 14 号は、斑状歯の治療に対する給付額を定めた専決事案になります。

続きまして、議案の概要について申し上げます。

議案第 45 号、職員の分限に関する条例及び一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、成年被後見人等の権利の制限に関する措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴って、改正を受ける地方公務員法の規定内容に合わせる改正を行うものになります。

議案第 46 号から議案第 48 号は、人事院勧告に基づいた関係法令の改正により、条例の一部を改正するもので、議案第 46 号は、一般職員について、行政職給料表の改正、勤勉手当支給率の 0.05 カ月引き上げ、また住居手当の改定を行うものです。

議案第 47 号は、常勤の特別職について、期末手当の支給率を 0.05 カ月引き上げるものです。

議案第 48 号については、議会の議員について、同じく期末手当の支給率を 0.05 カ月引き上げるものでございます。

議案第 49 号、喬木村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計

年度任用職員の給与及び費用弁償について、必要な事項を定めるためのものになります。

議案第 50 号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、会計年度任用職員制度の創設に伴い、関係する規定条例に、会計年度任用職員の規定を整備するものになります。

議案第 51 号、喬木村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定につきましては、上位法である水道法の改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定更新に関する手数料を定めるもの等になります。

議案第 52 号から議案第 56 号までは、一般会計及び 2 特別会計並びに 2 事業会計の補正予算となります。

議案第 52 号、喬木村一般会計補正予算（第 4 号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ 3,214 万 7 千円を追加するものです。

主なものとしましては、人事院勧告の内容に合わせた給料月額等の改正等により、議会議員、常勤特別職及び職員の報酬、給料、手当等を計上したほか、台風 19 号に係る災害義援金、件数増等による福祉医療費の不足見込み分の計上、土地改良適正化事業による水路改修、里山整備事業を活用した危険木の伐採事業等の計上になります。

議案第 53 号、喬木村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、国保連システム改修費用についての予算計上になります。

議案第 54 号、喬木村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、人事院勧告の内容に合わせた給与費等計上になります。

議案第 55 号、喬木村水道事業会計補正予算（第 2 号）につきましては、人事院勧告の内容に合わせた給与費計上に合わせまして、堰下地区の村道改良に合わせて行う上水道配水管管理設工事費等を計上させていただいております。

議案第 56 号、喬木村下水道事業会計補正予算（第 2 号）につきましては、人事院勧告の内容に合わせた給与費等及び水道事業と同様に、堰下地区の村道改良に合わせて行う下水道管理設工事費、富田処理場の機能強化工事費等の補正が主なものになります。

各案件とも後ほど担当課長より説明をさせますが、慎重審議の上、全議案ご承認いただけますようお願い申し上げます。

日増しに寒さも強まってまいりましたが、今年はインフルエンザの流行も早いということで、高森町では既に学級閉鎖にもなっているというふうにお聞きをしております。

す。長野県感染症情報によりますと、先月 20 日に流行期に入ったということのよう
あります。

議員各位におかれましても、体調に充分留意をされまして、ご審議をいただきます
よう重ねてお願い申し上げます。

以上をもちまして、私からの 12 月定例会招集のあいさつとさせていただきます。よ
ろしくお願いいたします。

○議長（下岡幸文） 村長あいさつを終わります。

=== 日程第 5 諸般の報告 ===

○議長（下岡幸文） 続いて、日程第 5、諸般の報告を行います。

◇ 1 議長の報告

○議長（下岡幸文） はじめに、議長の報告をいたしますが、議長の報告の方は特にござい
ません。

次に、議案等の受理であります。本定例会に提出されました案件は、お手元に配
布の議事日程のとおりであります。

◇ 2 議案説明員の出席要請の報告

○議長（下岡幸文） 次に、本定例会における議案説明員の出席要請であります。地方自
治法第 121 条の規定により、市瀬村長ほか関係課長等の出席を要請いたしましたこと
を報告申し上げます。

=== 日程第 6 報告 ===

○議長（下岡幸文） 日程第 6、報告。

◇ 報告第 14 号 （令和元年専決第 4 号）斑状歯の治療に対する給付額を定めることにつ
いて

○議長（下岡幸文） 報告第 14 号、（令和元年専決第 4 号）斑状歯の治療に対する給付額を
定めることについてを議題といたします。

それでは、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

福澤生活環境課長。

○生活環境課長（福澤博之）（議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文）説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文）質疑がないようでありますので、報告第 14 号の報告については、事務局の報告のとおり、聞きおくことといたします。

=== 日程第 7 議案審議 ===

○議長（下岡幸文）日程第 7、議案審議。

◇ 議案第 45 号 職員の分限に関する条例及び一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（下岡幸文）議案第 45 号、職員の分限に関する条例及び一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第 45 号の案件は、議会運営委員長報告のとおり、会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文）異議なしと認めます。

よって、議案第 45 号の案件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹）（議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文）説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文）質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

採決は、起立により行います。

議案第 45 号について、原案のとおり賛成の方の起立を求めます。

（起立者全員）

○議長（下岡幸文） 着席ください。

全員起立です。

よって、議案第 45 号は、原案のとおり可と決しました。

◇ 議案第 46 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（下岡幸文） 次に、議案第 46 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第 46 号の案件は、議会運営委員長報告のとおり、会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第 46 号の案件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

佐藤文彦君。

○1 番（佐藤文彦） 議席番号 1 番、佐藤文彦でございます。

人勸の関係ですので、どうのこうのというわけじゃない、ちょっと 1 点確認させていただきたいんですが、今回の特別給というとボーナスですが、今おっしゃるとおり期末手当と勤勉手当ということで、勤勉手当が上がるというような説明だったんですが、申し訳ありません。勤勉手当というのは、どのような評価をされておられるのかという部分ですね。民間との差と、ここでは書いてあるんですが、民間の方の評価の仕方って、結構ほんとに職種によって違うかもしれませんが、数字という部分が非常に大きいと思うんですが、公務員の場合の勤勉手当というのは、何をもちて評価され

るのかというのを確認させていただければと思います。

○議長（下岡幸文） 答弁願います。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） 特別給という説明でありまして、公務員については、いま佐藤議員からおっしゃったとおり、勤勉手当と期末手当が2つになります。

そのうちの勤勉手当については、民間でいう成績査定分、例えば、営業でしたら営業の成績がよかったので支給されているものが、公務員でいう勤勉手当になりますので、佐藤議員のおっしゃるとおり、公務員の方としても勤勉手当を支給するには、成績の評価を行っております。

成績の評価につきましては、能力評価、本人の能力の評価、それに加えましてその期間に行いました業績の評価の2つで評価をしております。この評価につきましては、定められた様式がありまして、まず、直属の上司が評価をします。その後、その上司の評価が適正かどうかを、さらにその上の上司が評価するという2段階の評価を行いまして、これに基づいて、その職員が適切な業務にあたるかどうかという評価をしております。

なかなか評価については、同じ目で見るということができないので難しいわけですが、職員もまた上司も評価の研修を行いながら、適正な評価ができるよう努めているところであります。

○議長（下岡幸文） 佐藤文彦君。

○1番（佐藤文彦） ありがとうございます。

評価って、確かに難しいような気がするんです。ほんと申し訳ないんですが、私のイメージでは、欠勤がなければもうOKなのかなというような、申し訳ない、そんなイメージでおったのでいま確認をさせていただきましたが、職員の皆さんがどんなモチベーションで業務にあたられるか、そういった手当等というものに対して、どういう意識で受け取られているのかなというところが気になります。ぜひ業務に専念をしていただいている職員の皆さんですので、そういった評価というものをしっかりしていただきながら、行政運営に今後もあたっていただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（下岡幸文） ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） それでは、質疑がないようでありますので、質疑を終結、討論に入り

ます。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 討論なしと認め、これより採決に入ります。

採決は、起立にて行います。

議案第46号について、原案のとおり賛成の方の起立を求めます。

(起立者全員)

○議長(下岡幸文) 着席ください。

全員起立であります。

よって、議案第46号は、原案のとおり可と決しました。

◇ 議案第47号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(下岡幸文) 次に、議案第47号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第47号の案件は、議会運営委員長報告のとおり、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、議案第47号の案件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

林総務課長。

○総務課長(林 浩樹) (議案を朗読・説明)

○議長(下岡幸文) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 質疑がないようであります。

質疑を終結し、討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

採決は、起立により行います。

議案第 47 号について、原案のとおり賛成の方の起立を求めます。

（起立者全員）

○議長（下岡幸文） お座りください。

全員起立であります。

よって、議案第 47 号は、原案のとおり可と決しました。

◇ 議案第 48 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（下岡幸文） 次に、議案第 48 号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第 48 号の案件は、議会運営委員長報告のとおり、会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第 48 号の案件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

林総務課長。

○総務課長（林 浩樹） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようであります。

質疑を終結し、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

採決は、起立により行います。

議案第 48 号について、原案のとおり賛成の方の起立を求めます。

(起立者全員)

○議長(下岡幸文) ご着席ください。

全員起立であります。

よって、議案第48号は、原案のとおり可と決しました。

◇ 議案第49号 喬木村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

○議長(下岡幸文) 続いて、議案第49号、喬木村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

林総務課長。

○総務課長(林 浩樹) (議案を朗読・説明)

○議長(下岡幸文) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 質疑がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第49号の案件は、議会運営委員長報告のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、議案第49号の案件は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ 議案第50号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長(下岡幸文) 次に、議案第50号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

林総務課長。

○総務課長(林 浩樹) (議案を朗読・説明)

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようであります。

お諮りいたします。

議案第 50 号の案件は、議会運営委員長報告のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第 50 号の案件は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

◇ 議案第 51 号 喬木村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（下岡幸文） 続いて、議案第 51 号、喬木村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

福澤生活環境課長。

○生活環境課長（福澤博之） （議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 質疑がないようであります。

お諮りいたします。

議案第 51 号の案件は、議会運営委員長報告のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（下岡幸文） 異議なしと認めます。

よって、議案第 51 号の案件は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

-
- ◇ 議案第 52 号 令和元年度喬木村一般会計補正予算（第 4 号）
 - ◇ 議案第 53 号 令和元年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
 - ◇ 議案第 54 号 令和元年度喬木村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
 - ◇ 議案第 55 号 令和元年度喬木村水道事業会計補正予算（第 2 号）
 - ◇ 議案第 56 号 令和元年度喬木村下水道事業会計補正予算（第 2 号）

○議長（下岡幸文） 続いて、議案第 52 号、令和元年度喬木村一般会計補正予算（第 4 号）、議案第 53 号、令和元年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 54 号、令和元年度喬木村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）、議案第 55 号、令和元年度喬木村水道事業会計補正予算（第 2 号）、議案第 56 号、令和元年度喬木村下水道事業会計補正予算（第 2 号）、以上 5 件を一括議題といたします。

朗読を省略し、順次説明を求めます。

はじめに、議案第 52 号、令和元年度喬木村一般会計補正予算（第 4 号）につきまして、会計管理者より説明を求めます。失礼しました。

議案第 52 号、令和元年度喬木村一般会計補正予算（第 4 号）について、説明を求めます。

村澤企画財政課長。

○企画財政課長（村澤明彦）（議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 次に、特別会計について順次説明を願います。

最初に、議案第 53 号、令和元年度喬木村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）及び議案第 54 号、令和元年度喬木村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、説明を願います。

飯ヶ濱保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯ヶ濱教子）（議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 続いて、議案第 55 号、令和元年度喬木村水道事業会計補正予算（第 2 号）、議案第 56 号、令和元年度喬木村下水道事業会計補正予算（第 2 号）について、説明を求めます。

福澤生活環境課長。

○生活環境課長（福澤博之）（議案を朗読・説明）

○議長（下岡幸文） 以上で説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 52 号から議案第 56 号までは、議会運営委員

長報告のとおり、予算決算常任委員会に付託することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(下岡幸文) 異議なしと認めます。

よって、議案第52号から議案第56号は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

3. 散会

○議長(下岡幸文) 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

大変ご苦勞さまでした。

散 会 午前10時13分